

企画振興部

総務企画委員会

【議案関係資料】

(当初予算関係)

2月7日提出

令和7年第1回定例会（2月議会）予算及び付託議案審査関係資料（当初関係）

令和7年2月7日
企画振興部

【予算関係】

市 町 村 課	知事選挙費について	・・・ 3
	参議院議員選挙費について	・・・ 5
デジタル政策推進課	県・市町村によるDX推進体制構築事業について（新規）	・・・ 7
調 査 統 計 課	令和7年国勢調査について	・・・ 8
国 際 課	日本語教育環境整備推進事業について	・・・ 11
	南米訪問団派遣事業について	・・・ 13

【議案関係】

市 町 村 課	「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について （議案第75号）	・・・ 14
---------	---	--------

知事選挙費について

市町村課

1 目的

令和7年4月6日に行う第21回秋田県知事選挙に当たり、市町村に事務経費を交付するとともに、選挙公営や選挙啓発等を実施し、適正かつ円滑に選挙を執行する。

- ・告示日 令和7年3月20日（木）
- ・選挙期日 令和7年4月 6日（日）

2 内容

（1）選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

投票所や開票所の設置等に要する経費を交付する。

（2）選挙公営・事務費（県執行分）

候補者の選挙運動費用の一部を負担するほか、テレビやインターネットによる選挙啓発等を行う。

3 予算額

390,481千円（○390,481千円）

（1）選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）	320,134千円
（投票所経費、期日前投票所経費	200,651千円
開票所経費	40,701千円
ポスター掲示場費	58,796千円
その他（人件費、通信費等）	19,986千円

(2) 選挙公営・事務費（県執行分）	70,347千円
（選挙公営費	56,063千円）
選挙啓発費	8,616千円
その他（人件費、通信費等）	5,668千円

【参考】 全体予算額 (単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	計
選挙事務費市町村交付金	237,580	320,134	557,714
選挙公営・事務費（県執行分）	17,974	70,347	88,321
計	255,554	390,481	646,035

参議院議員選挙費について

市町村課

1 目的

令和7年7月に行われる見込みの第27回参議院議員通常選挙に当たり、市町村に事務経費を交付するとともに、選挙公営や選挙啓発等を実施し、適正かつ円滑に選挙を執行する。

2 内容

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）

投票所や開票所、ポスター掲示場の設置等に要する経費を交付する。

(2) 選挙公営・事務費（県執行分）

投票用紙等の印刷や候補者交付物件の作成、候補者の選挙運動費用の一部負担、テレビやインターネットによる選挙啓発等を行う。

3 予算額

715,209千円（㊦715,209千円） ㊦：参議院議員通常選挙執行委託費

(1) 選挙事務費市町村交付金（市町村執行分）	584,744千円
投票所経費、期日前投票所経費	300,716千円
開票所経費	48,110千円
ポスター掲示場費	101,934千円
その他（人件費、通信費等）	133,984千円

(2) 選挙公営・事務費（県執行分）

投票用紙、選挙公報印刷費
候補者交付物件作成費
選挙公営費
選挙啓発費
その他（人件費、通信費等）

1 3 0, 4 6 5 千円
3 9, 0 0 0 千円
3 0 0 千円
7 0, 8 0 7 千円
5, 3 0 0 千円
1 5, 0 5 8 千円

県・市町村によるDX推進体制構築事業について（新規）

デジタル政策推進課

1 目的

人口減少や少子高齢化が進む中、市町村における質の高い行政経営に不可欠なDXの推進に向け、外部のデジタル人材の活用により市町村の課題解決を支援する。

2 内容

外部人材を派遣し、DXの推進等に関する助言や技術的支援を行うとともに、デジタル人材の共同活用に係る広域的な仕組みの構築に向け、課題の抽出やノウハウの蓄積を進め、令和8年度からの運用開始を目指す。

- ・支援内容 DX戦略策定、フロントヤード改革、内部事務効率化等
- ・支援団体 3市町村

3 予算額

6,000千円（ $\ominus$ 6,000千円）	（委託料	6,000千円）
	※委託料内訳	
	・派遣人件費	4,100千円
	・派遣旅費等	1,900千円

4 スケジュール

- 2月～3月 支援団体の選定
- 4月～5月 業者選定、契約締結
- 5月～ 外部人材の派遣（3団体）

令和7年国勢調査について

調査統計課

1 目的

国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。

2 内容

(1) 調査の概要

- ・調査期日 令和7年10月1日
- ・調査対象 調査期日において県内に常住する全ての人
- ・調査項目 世帯員の数、住居の種類、氏名及び男女の別、出生の年月等
- ・結果の公表（予定）

人口速報集計	令和8年 5月
人口等基本集計	令和8年 9月
移動人口の男女・年齢等集計	令和8年12月

(2) 事務の概要

市町村への交付金交付や説明会の開催、テレビ・新聞への広告掲出による県民への周知、調査書類の審査等

3 予算額

577,518千円（㊦577,429千円、㊧74千円、㊨15千円） ㊦：統計調査地方公共団体委託費

報酬、需用費、役務費等	54,104千円
委託料（オンライン回答推進費）	5,000千円
負担金補助及び交付金	518,414千円

【参考】

令和7年度に実施する統計調査

国の委託調査

番号	名 称	目 的	基準日等	対 象 等	結果の活用方法
1	国 勢 調 査	国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得る。	5 年 ごと 10 月 1 日	調査期日において県内に常住している全ての人	・衆議院議員の小選挙区の改定基準 など法定人口としての利用 ・行政施策の基礎資料としての利用
2	経 済 セ ン サ ス ー 基 礎 調 査 乙 調 査	国及び地方公共団体の全ての事業所の活動状態等を把握する。	毎 年 6 月 1 日 (経済センサスー活動調査実施年を除く)	約2,000事業所	・各種統計調査実施のための母集団 情報の整備
3	学 校 基 本 調 査	学校数、学級数、児童数等の学校に関する基本的事項を把握する。	毎 年 5 月 1 日	小・中・高等学校、幼稚園、認定こども園、 特別支援学校、専修学校、各種学校 (約490校)	・学校教育行政上の基礎資料 ・地方交付税算定の基礎資料
4	学校保健統計調査	児童・生徒及び幼児の発育、 健康状態を把握する。	毎 年 4 ～ 6 月	小・中・高等学校、幼稚園及び認定こども 園(約150校)	・学校保健行政上の基礎資料
5	労 働 力 調 査	国民の就業及び不就業の状態 を把握する。	毎 月	約400世帯	・失業率算出 ・景気判断や雇用対策等の基礎資料
6	小売物価統計調査	商品小売価格、サービス料金 及び家賃の価格の変化を把握 する。	毎 月	【動向編】 ・価格調査(秋田市、横手市の約280店舗) ・家賃調査(23事業所) 【構造編】 ・地域別価格差調査 (大館市、大仙市の9店舗)	・政府の月例経済報告の基礎資料 ・消費者物価指数算定の基礎資料 ・経済政策等の基礎資料
7	家 計 調 査	2人以上の世帯及び単身世帯 の家計収支の実態を把握する。	毎 月	・2人以上の世帯 秋田市(96世帯)、大館市(24世帯) ・単身世帯 秋田市(8世帯)、大館市(2世帯)	・政府の月例経済報告の基礎資料 ・経済政策等の基礎資料
8	毎月勤労統計調査	雇用、給与及び労働時間につ いて、毎月の動向を把握する。	毎 月	常用労働者数別 ・第1種(30人以上) 約340事業所 ・第2種(5～29人) 約240事業所	・厚生労働省における失業給付や休 業補償の算定の基礎資料 ・秋田県景気動向指数や各種機関の 賃金・労働時間等の動向把握
	特 別 調 査		毎 年 7 月 31 日	・常用労働者1～4人 約400事業所	

県の単独調査

番号	名 称	目 的	基準日等	対 象 等	結果の活用方法
9	秋 田 県 県 民 経 済 計 算	県内の経済活動の状況を計量把握する。	毎 年 度	生産、分配、支出の3面から捉えた県経済の規模、構造、成長率、所得水準等	・ 県経済の分析や諸施策の基礎資料
10	秋 田 県 市 町 村 民 経 済 計 算	市町村内の経済活動の状況を計量把握する。	毎 年 度	市町村の経済規模、構造、成長率、所得水準等	・ 市町村経済の分析や諸施策の基礎資料
11	秋 田 県 景 気 動 向 指 数	各種経済指標に基づき県内景気の動向を把握する。	毎 月	県内景気動向に関連する23の指標	・ 県内景気の状態について判断するための基礎資料
12	秋 田 県 鉱 工 業 生 産 指 数 作 成 調 査	本県の鉱工業の生産動向を把握する。	毎 月	鉱工業総合130品目を生産する主な事業所(約170事業所)	・ 秋田県景気動向指数等各種景気動向分析の基礎資料
13	秋 田 県 年 齢 別 人 口 流 動 調 査	本県の年齢別・男女別人口及び世帯の移動状況を把握する。	毎 月	市町村	・ 人口対策等各種施策の基礎資料
14	秋 田 県 人 口 移 動 理 由 実 態 調 査	人口移動の理由について、実態を把握する。	毎 月	転出入者	・ 人口対策等各種施策の基礎資料

日本語教育環境整備推進事業について

国際課

1 目的

令和6年3月に策定した「秋田県日本語教育の推進に関する基本的方針」に基づき、関係機関の連携体制づくりや人材養成事業等を行い、在住外国人の日本語教育環境の整備を推進する。

2 内容

(1) 日本語教育の推進に関する会議等の開催

日本語教育の推進に関する取組状況を協議するため、各分野の関係者で構成する秋田県地域日本語教育推進会議を開催するほか、具体的取組に関して市町村担当者等との意見交換を実施する。

【秋田県地域日本語教育推進会議】

- ・開催回数 年2回
- ・委員構成 13名（学識経験者、日本語教育機関、外国人受入企業、市町村、在住外国人等）

(2) 専門人材の配置による日本語教育環境整備の推進

日本語教育の専門知識を持つ人材を「総括コーディネーター」として新たに配置し、関係機関との連携体制を構築しながら、具体的事業の企画・運営を行う。

- ・委託先 秋田県国際交流協会

(3) 多文化共生フォーラムの開催

本県における多文化共生理念の啓発や日本語教育への理解を促進するため、県民向けのフォーラムを開催する。

- ・開催回数 1回
- ・対象者 住民、教育関係者、外国人受入企業、市町村等

3 予算額

7, 3 1 6 千円 (㊦ 3, 6 5 7 千円、㊧ 3, 6 5 9 千円)

㊦：教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）

報償費	3 0 0 千円
旅費、使用料及び賃借料等	3 7 5 千円
委託料	6, 6 4 1 千円

※委託料内訳

・総括コーディネーターの配置	4, 7 2 5 千円
・日本語指導者等に対する養成講座の開催	4 9 7 千円
・日本語学習に関する総合的な情報発信	1, 4 1 9 千円

南米訪問団派遣事業について

国際課

1 目的

ブラジル秋田県人会及びアマゾン地域秋田県人会の2県人会が創立65周年を迎え、記念式典を開催することから、知事を団長とする訪問団を派遣し、移住者の長年の労苦をねぎらうとともに、会員との交流を深める。

2 内容

- ・訪問先 ブラジル秋田県人会（サンパウロ市）、アマゾン地域秋田県人会（ベレン市）
- ・時 期 令和7年10月下旬（8日間程度）
- ・訪問者 7名（知事、議長、県関係者）

3 予算額

14,886千円（○14,886千円）

報償費、役務費等	650千円
旅費	9,379千円
委託料	4,857千円

※委託料内訳

・現地車両借上げ、ガイド経費	1,726千円
・通訳経費	1,539千円
・招宴開催経費	1,307千円
・その他（送料、関税等）	285千円

「市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第75号）

市町村課

1 改正理由

知事の権限に属する事務の市町村への移譲の推進を図るため、権限移譲対象事務に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定による特定工程（※）に係る中間検査等の事務を加える等の必要がある。

※盛土の崩落を防ぐために盛土内部に排水施設を設置する工程など、工事の途中で行われる重要な工程のこと。

2 改正内容

（1）権限移譲対象事務に次の事務を加える。

- ① 都市計画法に基づく開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたとみなされた場合における一定規模を超える盛土等の特定工程に係る中間検査等（第10条及び別表第67の2関係【別表新設】）
- ② 入院措置を決定した場合における精神医療審査会への通知（別表第8関係）
- ③ 私立の幼稚園等を設置する学校法人の監事が欠け、運営に支障が生じるおそれがある場合における一時監事の職務を行うべき者の選任等（別表第31関係）

（2）権限移譲対象事務から学校法人の台帳の調製及び解散した学校法人の書類等の保存の事務を除く。（別表第31関係）

（3）その他所要の規定の整理を行う。

3 施行期日等

（1）令和7年4月1日

ただし、2（1）①は令和7年5月26日

（2）その他所要の経過措置を設ける。

新		旧	
(子育てパッケージ) 第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする		(子育てパッケージ) 第六条 子育てパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする	
一〇八 略	私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園(中核市にあつては、私立の幼稚園)からの報告の徴収	一〇八 略	学校法人(私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全ての設置を目的として設立されるものに限る。)の設立の認可
九 略	略	略	略
第十条 (まちづくりパッケージ) 第十条 まちづくりパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。		第十条 (まちづくりパッケージ) 第十条 まちづくりパッケージに係る権限移譲対象事務は、次の表の上欄に掲げる事務その他の事務で同表の下欄に掲げる表に定める事務とする。	
一〇 略	略	一〇 略	略
十一 略	宅地造成等工事規制区域内における特定工程に係る中間検査	十一 略	略
十二 略	略	十二 略	略
十三 略	略	十三 略	略
十四 略	略	十四 略	略
十五 略	略	十五 略	略
別表第八(第四条関係)		別表第八(第四条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村	権限移譲対象事務	対象市町村
一〇七 略	略	一〇七 略	略
十八 法第三十八条の三第一項の規定による入院措置に関する通知(第八号に掲げる入院措置の決定に係るものに限る。)	略	十八 略	略
十九 略	略	十九 略	略

別表第十七(第四条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村
一〇九 略	略
備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く対象市町村にあつては、建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百三十八号)第四百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に係るものに限る。	

別表第十七(第四条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村
一〇九 略	略
備考 この表に掲げる権限移譲対象事務は、建築基準法第九十七条の二第一項の建築主事又は同条第二項の建築副主事を置く対象市町村にあつては、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものに限る。	

別表第三十一(第六条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村
一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号。以下この表において「法」という。)	略
六条の規定による私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園 (中核市にあつては、私立の幼稚園)	
二 法第七条第一項の規定による私立の幼稚園の設置廃止等の認可及び閉鎖命令の諮問	
三 法第十九条第二項の規定による学校法人(私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校を設置する学校法人を除く。以下この表において同じ。)	
の収益事業の種類の指定等	
四 法第二十四条第一項の規定による学校法人の寄附行為の認可及び同条第二項	
五 法第二十五条第一項の規定による学校法人の寄附行為の補充及び同条第二項の規定によ	

別表第三十一(第六条関係)	
権限移譲対象事務	対象市町村
一 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号。以下この表において「法」という。)	略
六条の規定による学校法人(幼稚園又は幼保連携型認定こども園のいずれか又は全てを設置する学校法人(中核市にあつては、幼稚園のみを設置する学校法人)に限る。以下この表において同じ。)	
二 法第八条第一項の規定による私立の幼稚園の設置廃止等の認可及び閉鎖命令の諮問	
三 法第二十六条第二項の規定による学校法人	
の収益事業の種類の指定等	
四 法第三十一条第一項の規定による学校法人の寄附行為の認可及び同条第二項(法第三十二條第二項及び第五十條第三項において準用する場合を含む。)	
五 法第三十二条第一項の規定による学校法人の寄附行為の補充	

る補充の諮問 六 法第三十四条第二項の規定による学校法人の一時理事の職務を行うべき者の選任 七 法第五十条第二項の規定による学校法人の一時監事の職務を行うべき者の選任 八 法第五十六条第二項の規定による学校法人の不正の行為等の報告の受理 九 法第六十五条第二項の規定による学校法人の一時評議員の職務を行うべき者の選任 十 法第七十二条第一項の規定による評議員会の招集の許可 十一 法第八十八条第三項の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可及び同条第五項の規定による寄附行為の変更の届出の受理 十二 法第九十九条第三項の規定による学校法人の解散の認可、同条第四項の規定による認可の諮問及び同条第五項の規定による解散の届出の受理 十三 法第一百二十二条第二項の規定による清算人の選任 十四 法第一百五十五条の規定による解散した学校法人の清算人の氏名等の届出の受理 十五 法第二百一十一条第五項及び第六項の規定による裁判所に対する意見の具申等 十六 法第二百二十二条の規定による学校法人の清算の結了の届出の受理 十七 法第二百二十六条第三項の規定による学校法人の合併の認可 十八 法第三百三十三条第一項の規定による学校法人に対する措置命令、同条第二項 の規定による措置命令の諮問、同条第三項	
--	--

六 法第三十七条第三項第五号の規定による学校法人の不正行為等の報告の受理 七 法第四十条の四の規定による学校法人の仮理事の選任 八 法第四十五条第一項の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可及び同条第二項の規定による寄附行為の変更の届出の受理 九 法第五十条第二項の規定による学校法人の解散の認可及び同条第四項の規定による解散の届出の受理 十 法第五十条の七の規定による解散した学校法人の清算人の氏名等の届出の受理 十一 法第五十条の十三第五項及び第六項の規定による裁判所に対する意見の具申等 十二 法第五十条の十四の規定による学校法人の清算の結了の届出の受理 十三 法第五十二条第二項の規定による学校法人の合併の認可 十四 法第六十条第一項の規定による学校法人に対する措置命令、同条第二項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令の諮問、同条第三項	
---	--

（同条第十二項及び第三百三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与に係る通知、法第三百三十三条第十項の規定による役員又は評議員の解任の勧告及び同条第十一項の規定による弁明の機会の付与等 十九 法第三百三十四条第一項の規定による学校法人の収益事業の停止命令及び同条第二項の規定による停止命令の諮問 二十 法第三百三十五条第一項の規定による学校法人の解散命令、同条第二項の規定による解散命令の諮問及び同条第三項の規定による聴聞に係る通知 二十一 法第三百三十六条第一項の規定による学校法人からの報告の徴収等 二十二 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）第六条第一項及び第二項の規定による学校法人の登記の届出等の受理	
--	--

（法第六十条第十一項及び第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与に係る通知、同条第九項の規定による役員 の解任の勧告及び同条第十項の規定による弁明の機会の付与等 十五 法第六十一条第一項の規定による学校法人の収益事業の停止命令 十六 法第六十二条第一項の規定による学校法人の解散命令、同条第二項の規定による解散命令の諮問及び同条第三項の規定による聴聞に係る通知 十七 法第六十三条第一項の規定による学校法人からの報告の徴収等 十八 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）第二条の規定による学校法人の登記の届出等の受理 十九 私立学校法施行令第五条の規定による学校法人の台帳の調製等 二十 私立学校法施行令第六条の規定による解散した学校法人の書類等の保存	
---	--

別表第六十七の二（第十条関係） 権限移譲対象事務 一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十一年法律第九十一号。以下この表において「法」という。）第十八条第一項及び第二項の規定による特定工程に係る中間検査等 二 法第十九条第一項の規定による定期の報告の受理 三 法第二十條第二項から第六項までの規定に	対象市町村 市（中核市を除く。）
---	-----------------------------

よる工事の施行の停止命令等 四 第二十四条第一項の規定による土地等の立入検査 五 法第二十五条の規定による報告の徴取 六 法第三十七条第一項及び第二項の規定による特定工程に係る中間検査等 七 法第三十八条第一項の規定による定期の報告の受理 八 法第三十九条第二項から第六項までの規定による工事の施行の停止命令等 九 法第四十三条第一項の規定による土地等の立入検査 十 法第四十四条の規定による報告の徴取 備考 第一号から第五号までに掲げる権限移譲対象事務は法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限り、第六号から第十号までに掲げる権限移譲対象事務は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の規定による許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。	
---	--

別表第八十五（第十三条関係）			
経	由	事	務
一 略			略
二 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づく事務のうち、前号に掲げるもの（建築基準法施行令第百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物に係るものを除く。）			略
三 二十五 略			略
二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令			略

別表第八十五（第十三条関係）			
経	由	事	務
一 略			略
二 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づく事務のうち、前号に掲げるもの（建築基準法第六条第一項第四号に掲げる建築物に係るものを除く。）			略
三 二十五 略			略
二十六 建築基準法（以下この号において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和二			略

うち、次に掲げるもの (一) 略 二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び四から(四)までに掲げるもの（同号(一)、四、(四)（同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(四)、(四)、(四)（同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(四)及び(四)に掲げる事務にあつては、同令第百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）	に基づく事務の 略
---	-------------------------

十五年政令第三百三十八号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 略 二十八 建築基準法及び建築基準法施行令に基づく事務のうち、第二十六号(一)、(二)及び四から(四)までに掲げるもの（同号(一)、四、(四)（同法第八十五条第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(四)、(四)、(四)（同法第八十七条の三第七項の規定による許可の申請に係るものを除く。）、(四)及び(四)に掲げる事務にあつては、同令第百四十八条第一項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを除く。）	略
---	----------